



イルミネーション(あゆこふれあい橋)

11月

しもつき
霜月

2023 November

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 友引 ●地域安全の日 ●自治功労表彰式 ●高齢者の交通事故防止 推進強化旬間(～10日)	2 先負 ●人間ドック(男性)	3 仏滅 文化の日 ●町芸能フェスティバル (中央公民館)	4 大安
5 赤口	6 先勝 ●定期健康相談・母子手帳交付	7 友引	8 先負 立冬 ●保小中セーブメディア週間④ (～14日)	9 仏滅 ●秋の火災予防運動(～15日)	10 大安 ●町総合文化展 (～19日 中央公民館)	11 赤口

12 先勝	13 仏滅	14 大安 ●産後ママのストレッチ講座	15 赤口 ●地域安全の日	16 先勝 ●小学校秋季児童世田谷交流学習会 (～18日 世田谷区)	17 友引	18 先負
19 仏滅	20 大安 ●定期健康相談・母子手帳交付	21 赤口	22 先勝 小雪	23 友引 勤労感謝の日	24 先負 ●1歳児歯科健診 【令和4年10月・11月生】 ●1歳6か月児健診 【令和4年3月・4月・5月生】 ●3歳児健診 【令和2年6月・7月・8月生】	25 仏滅
26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引 ふれあい総合相談所 【弁護士相談】(清流荘)	30 先負 ●人間ドック(女性)	1	2

成年後見制度をご存じですか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、日常生活において、一人で決めることに不安や心配になることがあります。
成年後見制度は、心身の状況に困難があっても、自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的に様々な支援を行う制度です。
例えばこんな悩みはありませんか。

どうしよう…？

- 親の物忘れがひどくて、金銭管理が必要かも…？
- 親が高額な商品を買ってしまった…？
- 障がいを持っているわが子がこの先1人になるのが心配…？
- 自分1人になったときの将来が不安…？



成年後見制度を利用することで解決に近づくかもしれません！

- ①まずは相談を！
地域包括支援センターや社会福祉協議会にご相談してください。
- ②申立て書類の準備
利用する場合は、準備の仕方も相談できます。
- ③家庭裁判所に申立て
受付後、家庭裁判所が調査などを行います。
- ④成年後見人等の決定
裁判官が成年後見人等を決めます。
あなたに支援者が1人増えます。

※成年後見制度は1つの解決手段です。相談に応じてどのサービスが必要かお手伝いいたします。

今月の納期

- ◆国民健康保険税第3期
- ◆介護保険料第5期
- ◆後期高齢者医療保険料第3期
……………11月30日(木)

若あゆ温泉休館日

11月8日(水)

若あゆ温泉お客様感謝デー

11月1日(水)・15日(水)

